

NHK 社会福祉セミナー
第2放送<日曜日>ラジオ
午後6:35~7:00
2月9日放送

在日外国人医療の現状

AMDAの取り組み

日本にいる外国人

日本に居住する外国人は入国日より九〇日以内に、日本国内で誕生した場合は誕生日より六〇日以内に、外国人登録法により居住する市区町村役所の担当窓口でパスポートを提示して外国人登録を行わなければなりません。法務省入国管理局によると一九九五年一月末における外国人登録者数は一三六万二〇〇〇人です。これは日本の全人口の約一・一％に該当します。一方、在留する期間が九〇日以内の「短期滞在者」は外国人登録を行わなくてもよいとされ、外交官、国連職員、在日米軍の軍人などは条約、国際慣習法、その他の理由により外国人登録を免除されています。また、合法的滞在期間を過ぎても日本に

居住している外国人が約二九万人いるといわれており、実際に私たちの隣人として暮らしている外国人は一・一％よりはるかに多いことになるといえます。

外国人はすでに例外的少数者ではありません。地域のなかでは住民が基本的人権にもとづいた生活をおくれるようさまざまなサービスが行われていますが、その際、日本語の読み書きができない外国出身の住民の存在にも十分に配慮しなければなりません。

在日外国人医療の問題点

大きく言語、医療費、医療分野における風俗・習慣の違いを挙げることができます。

言語については診察時のコミュニケーションが困難だけでなく、医療機関の院外・

AMDA国際医療情報センター所長
小林米幸



● 二ばやし よねゆき

一九四九年、北海道生まれ。慶応義塾大学医学部卒業。専門領域は、消化器外科・外国人医療。現在、AMDA日本支部副代表・AMDA国際医療情報センター所長。小林国際クリニック院長・大和市医師会理事。著書は、「外国人患者診察ガイドブック」(ミクス)、「六ヶ国語対応 日本の医療

院内の表示や小児の予防接種をはじめとする地域行政からのお知らせが日本語のみであったり、外国人の存在が地域のなかで忘れられているのではないかと疑わざるをえない状況にあります。

医療費の問題はさらに深刻です。外国人であつても利用できる医療・福祉制度がいくつもあることは日本人サイドにも外国人サイドにもあまり知られていないのが実情です。たとえば、外国人であつても日本に一年以上居住することが何らかの方法で証明できれば、国民健康保険に加入できます。国民健康保険や健康保険に加入できない人は保険外診療となります。この場合、全く同じ治療を受けたとしてもその費用は医療機関によつて異なり、私の知る範囲では最大四倍の差があります。

このような情報は公開されていないため、経済的に十分でない人が高額な保険外診療を行っている医療機関で受診し、結果として未収金として、医療機関の経営にも大きな影響を与えています。

未収金については日本式の医療のすすめ方にも一因があります。わが国では国民皆保険制度であるため、通常の診察では患者さんの自己負担は比較的安価に抑えられており、医

師も患者さんも医療費に無頓着となつています。医療費を提示し、患者さんに同意を得てから事をすすめるといった医療費に関するインフォームド・コンセントの実践があまりにもなされていません。このような診察方法で医療費の未収が出たとしたら、その責任の一端は医師の側にもあるといえます。

外国人のなかには国民健康保険の掛け金が高いからと支払いを渋つたり、収入はあるが相当額を故国の家族へ送金するため、手持ちの金があまりないという人も見受けられます。異国にすることを考えれば、いざというときのために日頃から自分の身は自分で守ろうという努力も必要でしょう。

未収金を生み出すもう一つの要因となつているのは超過滞在者の存在です。原則としては日本にいないはずの人びとが実は二九万人近くもいるという現実とのギャップがある限り、この問題は解決しません。この点では医療機関も被害者であり、原則を現実に近づけるのか、現実を原則に近づけるのか、政治的判断を待たざるをえません。

医療分野における風俗・文化の違いに戸惑うのは外国人患者の側だけではありません。宗教による食事などの制限、宗教以外の要因

AMDA 国際医療情報センター関西

電話 06-636-2333
FAX 06-636-2340

電話相談時間 午前10時～午後4時 (言語により対応時間は異なる)

対応言語

	英語	スペイン語	ポルトガル語	タイ語	ネパール、ヒンディ語
月	○	○		○(13時～16時)	
火	○	○	○(10～13時)		○(13時～16時)
水	○	○		○(13時～16時)	
木	○	○	○(10～13時)		
金	○	○(10～13時)	○(10～13時)		

* 中国語は不定期

1996年2月現在

AMDA 国際医療情報センター東京

電話 03-5285-8086 (事務局)
03-5285-8088 (相談)
FAX 03-5285-8087

電話相談時間 午前9時～午後5時

対応言語

	英語	スペイン語	中国語	韓国語	タイ語	ポルトガル語	タガログ語	ベルシヤ語
月	○	○	○	○	○	○		
火	○	○	○	○	○			
水	○	○	○	○	○	○	○	
木	○	○	○	○	○			
金	○	○	○	○	○			○
土	○	○	○	○	○			

1996年2月現在

によるさまざまなタブー、考え方の相違など担当する医師や看護スタッフを悩ませる種はつきません。これらについては日頃から情報収集に努めておくことが必要です。

多くの外国人が日本の医療にはインフォーマド・コンセントと人権意識が欠落しているといえます。人権については、入院すると何かにつけて患者側からの選択肢がないとか、カーテン一枚で仕切られたような外来診察室では往々にして個人のプライバシーが守られないなどと訴えます。日本の医療が内包していた問題点が外国人患者の増加により、さらに浮き彫りになった結果といえましょう。

A M D A 国際医療情報センター

私は一九八五年より在日インドシナ難民の医療に深くかかわり、このとき、日本語を理解できない人びとが適切な医療を受けることの困難さを痛切に感じました。そして、一九九〇年一月に外国人を地域住民として受け入れる小林国際クリニックを開設し、一九九六年八月末までに延べ一万二三八九人の外国人患者を診察しました。これは同クリニックの全患者数の約一五%にあたります。

開設直後は一時、外国人からの医療相談電

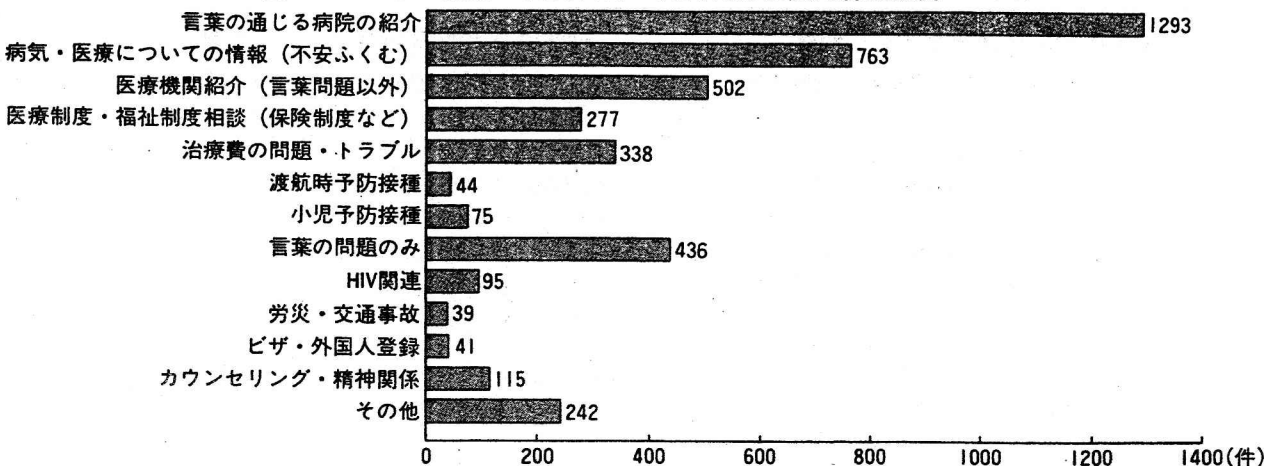
話が殺到し、通常診療に支障が生じるほどでした。折しもバブル経済の最盛期にあたり、各地で外国人をめぐる医療問題が瀕発しはじめていました。もしも外国人に医療情報を正確に提供する機関があったならば、相当数のトラブルが事前に回避できたのではないかと考え、私はA M D A の執行部会でそのような機関の設立を提案したのです。

A M D A は日本に本部を置く国際緊急医療援助組織——いわゆるNGO——です。現在、アジア、アフリカ、旧ユーゴスラビアなどで活躍しており、アジアをはじめ一九か国に支部があり、医師を中心に約一四〇〇人の会員がいます。日本支部にとっての最初の国内プロジェクトが在日外国人の医療であり、その推進のために一九九三年四月に東京に設立したのがA M D A 国際医療情報センターです。さらに一九九三年一二月に大阪に同関西センターを設立しました。

A M D A 国際医療情報センターの活動

センター東京は有給事務局スタッフ六名、通訳約七〇名、センター関西は有給事務局スタッフ二名、通訳約一五名から成り立っています。おもな活動は外国人からの、または外

図1 センター東京 1995.4月～1996.3月相談内容別統計 (複数回答)



国人に関する電話による無料医事・医療相談です。

事務局スタッフは全員、医療・福祉制度の専門家であり、通訳採用にあたっては日本語能力に一定の基準を設け、採用後も医療・福祉制度に関する研修を課しています。センター東京、同関西にはそれぞれ約一五〇件の外国人患者受け入れに関する協力医師、医療機関のリストがあります。これらの医師・医療機関とは常日頃、連絡をとり、専門分野、診療日、予約の要不要など細かい点にいたるまで打ち合わせを行っています。

年間相談件数は毎年、増加しつづけており、昨年度はセンター東京で三一八五件、センター関西で一一二七件のほりました。相談内容および対応(図1、図2参照)はセンター東京、同関西ともにほぼ同傾向を示しています。最も多いのが言葉の通じる医療機関の紹介、第二が病気・医療についての情

報、第三は日本の医療制度・福祉制度についてです。医療機関の紹介を求める人には前述の外国語で対応可能な医療機関(可能ならば複数)の情報を提供し、病気・医療や日本の医療制度・福祉制度に関する質問については調査のための時間をいただくと正確な情報を提供するよう心がけています。時には医師と外国人患者さんとの間に入って電話通訳を行うこともあります。

在日外国人の医療問題は地域医療の一環として取り組むべき問題です。予防接種制度など、地方自治体ごとに対応の異なるものについては地域のなかでしか詳細な情報が得られないからです。また、在日外国人に対する支援はあくまでも自立をめざしてハンディキャップを克服することを目標とし、日本人に対して逆差別となりかねないような対応はすべきではないと考えます。

「外国人患者診療ガイドブック」小林米幸、ミクス、一九九三年
外国人患者診療に関して、医療問題、現場での対応、外国人にも適用される日本の医療・福祉制度など、総合的な解説がなされている唯一の参考書。
「Japan Health Handbook」メレディス・マルヤマ、ルイス・シミス、ナンシー・ツルマキ、講談社インターナショナル、一九九

五年

医療の専門家であり、かつ長年日本に暮らしている三女性が在日外国人向けに日本の医療制度や福祉制度、日本の医療機関について解説した本。欧米人が日本の医療をどのように考えているのか、また彼らの医療に対する考え方がかいま見えて興味深い。

図2 センター関西 相談内容別統計 (複数回答)

